

コンクリート造の工作物の解体等 作業主任者技能講習

開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 TEL054-255-1080

FAX054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

下田分会 TEL<0558>22-3174 (下田建設業協会内)	静岡分会 TEL<054>245-6288 (静岡建設業協会内)
三島分会 TEL<055>975-0332 (三島建設業協会内)	島田分会 TEL<0547>37-7105 (島田建設業協会内)
沼津分会 TEL<055>932-8311 (沼津建設業協会内)	袋井分会 TEL<0538>42-4338 (袋井建設業協会内)
富士分会 TEL<0545>61-2838 (富士建設業協会内)	浜松分会 TEL<053>454-8288 (浜松建設業協会内)
清水分会 TEL<054>364-5636 (清水建設業協会内)	天竜分会 TEL<053>926-1562 (天竜建設業協会内)

労働安全衛生法及び関係政省令の改正により、昭和58年6月1日から「高さが5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業」を行う場合は、都道府県労働局長の登録を受けた機関で行う技能講習を修了した者の中からコンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任して、その者に作業に従事する労働者の指揮等をさせなければならないこととなっています。

当支部では、静岡労働局長登録教習機関として、当該作業主任者技能講習を下記により開催いたしますので、この機会に貴事業場の該当者には、是非受講していただくようご案内申し上げます。

記

1. 講習開催日及び会場等

- (1) 講習会は、毎年2月、5月、8月、11月頃に発行します別途「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。
- (2) 講習会は、午前9時より開催いたしますので、午前8時50分までに集合して下さい。

2. 講習科目及び時間

講習科目記号	講習科目	講習時間
イ	作業の方法に関する知識	7 時間
ロ	工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3 時間
ハ	作業員に対する教育等に関する知識	1 時間 30 分
ニ	関係法令	1 時間 30 分

- 注) 1. 修了試験時間は講習時間に含まれません。
2. 受講者の資格により受講科目の免除があります。

3. 受講資格

区分	資 格
1	コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（以下区分 2 及び 3 において「工作物の解体等の作業」という。）に 3 年以上従事した経験を有する者
2	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有するもの
3	次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後、2 年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有するもの (1) 職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者 (2) 改正前の職業能力開発促進法の準則訓練である養成訓練のうち、とび科の訓練、職業訓練法の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び改正前の職業訓練法の養成訓練を修了した者（解体についての技能を専攻した者に限る。） (3) 職業訓練法施行規則に規定する専修訓練課程の普通職業訓練のうち、改正前の職業訓練法施行規則に定めるとび科の訓練を修了した者（解体についての技能を専攻した者に限る。）

4. 受講免除資格

区分	資 格	免除講習科目
A	(1) 3の受講資格の区分3の資格欄各号に掲げる者 (2) 職業訓練法に定める能力再開発訓練のうち、とび科の訓練（旧訓練法により行われたものを含む。）を修了した者（解体についての技能を専攻したものに限る。） (3) 職業訓練法施行令別表に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	イ・ロ
B	職業能力開発促進法施行規則別表の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	イ・ロ・ハ

5. 講習会費

(1) 全科目受講コース

受講料 8,500円 テキスト代 2,100円 昼食代 1,600円（2食分） 合計 12,200円

(2) 受講免除資格区分Aコース

受講料 4,000円 テキスト代 2,100円 合計 6,100円

(3) 受講免除資格区分Bコース

受講料 3,500円 テキスト代 2,100円 合計 5,600円

6. 受講申込手続

- (1) 裏面の受講申込書及び受講票をキリトリ、必要事項を記入捺印のうえ、写真（2枚）を貼付して、開催日の10日前までに建災防支部又は各分会に受講料を添えて申し込んで下さい。
- (2) 3及び4で示したとおり、受講及び受講科目の一部免除についてはそれぞれ資格が必要ですので、それぞれ資格を証明する書類（作業従事証明書、卒業証明書の写し、修了証・免許証等の写し）を必ず受講申込書に添付して下さい。
- (3) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (4) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承下さい。
- (5) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出て下さい。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承下さい。
- (6) 講習会費振込みの場合は、

中央三井信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

名義人は、いずれも**建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

7. その他

- (1) 当日は受講票・筆記用具を持参して下さい。
- (2) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (3) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了試験を受けることができません。
- (4) 受講票は全講習が修了するまで汚損紛失しないようお気を付け下さい。
- (5) 修了証は修了試験合格者に交付します。
- (6) 修了証の交付は、講習修了後3週間以内に所属事業所若しくは団体あてに郵送等で行います。